

【地域連携住居入居学生 利用規則】

この規則は地域連携住居の入居に関し、必要な事項を定める。

- ・ KNT 創生サポーターズ（以下、「CU+」という）の一員として高蔵寺ニュータウン内のコミュニティ活性化に資する活動（以下、地域貢献活動）に積極的に参加すること
- ・ CU+は別表「地域連携住居における入居区分及び中部大学同窓会リーダー育成 地域連携住居入居者育成支援金支援条件」で定める入居区分で構成され、入居学生はいずれかの入居区分を選択し、それぞれで定める活動内容を満たすこと
- ・ 原則、月に一度開催される月例会にはやむを得ない事情がない限り参加し、万が一、欠席する場合は学生支援課まで事前に連絡をすること
- ・ 地域貢献活動には自主的に参加し、活動中の怪我等には十分に気をつけ、自己責任で行うこと
- ・ 家賃、水光熱費などについては遅滞なく支払うこと
- ・ 入退去に伴う諸経費は契約者側が負担し、本学からの補助等はないものとする
- ・ シェアハウスで入居の場合、家賃・光熱費や、万が一、シェアリングを中止する場合の諸経費の支払い方法については大学に仲介を依頼せず入居者間で解決を図ること
- ・ 入居した地区の自治会に加入し、自治会費を支払うこと
- ・ UR 都市機構と締結する「定期建物賃貸借契約書」のほか、「定期借家契約締結に関する確認書」の記載内容を遵守すること
- ・ 近隣の居住者に配慮の上、迷惑をかけないように配慮すること
- ・ ゴミ捨てについては、春日井市の収集日及び団地内ゴミステーションの使用ルールを守ること

以上

**地域連携住居における入居区分及び
中部大学同窓会リーダー育成 地域連携住居入居者育成支援金支給条件**

		入居区分	
		アドバンスドコース	スタンダードコース
受け入れ上限		10名/年度	5名/年度
活動内容	<p><実施事項></p> <p>①入居学生が企画立案し、高蔵寺NT内で開催する活動 ex. コーヒーサロンなど</p> <p>②自治会から依頼をうける高蔵寺NT内での活動、もしくは地域住民との交流イベントへの参加 ex. 夏祭りの手伝い、地域イベントなど</p> <p>③高蔵寺NTの魅力発信に寄与する活動 ex. SNSへの投稿など</p> <p>④その他、自主活動 ex. NT内清掃活動</p> <p>⑤大学が実施する高蔵寺NT活性化に関するアンケートへの協力</p>	<p><実施事項></p> <p>①アドバンスドコースが主催する活動に参加し、地域住民と交流することができる活動の当日補助 (※活動内容を基に事務局が選別する)</p> <p>②自治会から依頼をうける高蔵寺NT内での活動、もしくは地域住民との交流イベントへの参加 ex. 夏祭りの手伝い、地域イベントなど</p> <p>③その他、自主活動 ex. NT内清掃活動</p> <p>④高蔵寺NTの魅力発信に寄与する活動 ex. SNSへの投稿</p> <p>⑤大学が実施する高蔵寺NT活性化に関するアンケートに回答</p>	
	<p><実施回数></p> <p>■学期ごとに以下の3つを満たすこと。春学期：4/1～9/30、秋学期：10/1～翌3/31</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①を1回以上 ・②を1回以上 ・③を1回以上 	<p><実施回数></p> <p>■各年度で以下の3つを全て満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①または②を年間1回以上 ・③を年間3回以上（原則として、1回/学期は参加すること） ・④もしくは⑤を年間1回以上実施 	
支援内容と条件	<p>【家賃】 本制度用に用意された物件の家賃が20%減額</p> <p>【設備】 契約する物件にエアコン、網戸付き</p> <p>【支援金】 当該年度の1月末時点で上記、活動内容を満たした学生及び、満たす見込みのある学生には3月末までに入居学生の保証人が指定した口座に6万円の支援金を受けることができる</p> <p>【ランチチケット】 ・活動内容④を1度行い、学生支援課に活動時の写真を添付した「地域貢献活動活動報告書」を2週間以内に提出する又は活動内容⑤を実施することで学内の食堂で使用可能な500円分のランチチケットを1回につき1枚受け取ることができる（但し、学期ごとに10枚を受け取り上限とする。）</p> <p>【認定書】 2年間継続して、アドバンスドコースの活動内容を満たした場合のみ、春日井市長より「〇〇認定書」が授与される ※名称および交付条件については春日井市と調整中</p>	<p>【家賃】 本制度用に用意された物件の家賃が20%減額</p> <p>【設備】 契約する物件にエアコン、網戸を付き</p>	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・学期ごとに活動内容を満たしているか学生支援課が集計を行い、満たせなかった場合、入居区分が「スタンダードコース」へ移ることとなる。 (長期入院等による未達成も「スタンダードコース」へ移る対象となる。) ・「アドバンスドコース」の者が休学または留学をする場合、事前に学生支援課に申し出ることでその期間の活動内容は免除される 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して活動内容を満たさなかった場合は地域連携住居を退去するか、継続入居を希望するか入居者に確認し、継続入居を希望する場合は猶予措置として「未達理由書」を提出する ・活動内容を2度満たさなかった場合は、地域連携住居の退去勧奨を受ける (「アドバンスドコース」の者が「スタンダードコース」の活動内容を満たさなかった場合も1回とカウントする) ・半年を通して「アドバンスドコース」の活動内容を満たした場合、次学期から「アドバンスドコース」へ移ることができる ・但し、「アドバンスドコース」への移動を希望する場合は事前に学生支援課窓口はその旨を伝え、「アドバンスドコース」の人数枠に空きがある場合のみとする 	